

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国(熱田税務署長、名古屋北税務署長、千種税務署長)

平成22年1月26日受理

(第一審・名古屋地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年5月17日判決、本資料257号-105・順号10714)

(控訴審・名古屋高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年12月18日判決、本資料258号-250・順号11108)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

本件を上告審として受理する。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たる。

平成22年1月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田原 睦夫

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 近藤 崇晴

当事者目録

申立人	熱田税務署長 藤具 豊
申立人	名古屋北税務署長 松原 學
申立人	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	千種税務署長 清 訓芳
上記3名指定代理人	須藤 典明 ほか
相手方	甲
相手方	乙
相手方	丙
相手方	丁
相手方	戊
相手方	A
相手方	B
上記3名法定代理人親権者	丙
	丁
相手方	C
上記8名訴訟代理人弁護士	加藤 厚 ほか
相手方	D
同訴訟代理人弁護士	加藤 洪太郎 ほか
上記9名補助参加人	名古屋市
同代表者市長	河村 たかし
同訴訟代理人弁護士	齋藤 勉 ほか